

鶴岡市立鶴岡第三中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

I いじめ問題に対する基本的な考え方

1 いじめ防止等のための基本理念

- (1) いじめはどの学校にも、どの生徒にも起こり得ることであり、被害者にも加害者にもなり得るものであるとの認識のもと、すべての生徒が安心して学校生活を送り、諸活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- (2) いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒の理解を深め、集団としての人権意識を高める。
- (3) いじめのない学校を実現するために、学校、保護者、地域及び関係機関が、主体的かつ相互に協力しながら活動し、生徒自らが、安心して豊かに生活できる学校や集団を築く推進者であることの自覚を育てる。

2 鶴岡第三中学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法を踏まえ、国、県、市の基本方針を参考に学校、保護者、地域及び関係機関と連携して、いじめのない学校の実現をめざすことを目的とし、「鶴岡第三中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

3 いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的、または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめの態様 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる など

5 関係者の役割・基本姿勢

(1) 学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢

- ① わかる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ② いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ③ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ④ 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人一人の状況の把握に努める。

- ⑤ 教職員は、生徒が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育むため、生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ⑥ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

(2) 保護者の役割・基本姿勢

- ① 子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって養育する。
- ② どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを認識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③ いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。
- ④ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。
- ⑤ その保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に当該児童生徒を断固としていじめから保護する。

(3) 生徒の役割・基本姿勢

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。
- ③ あいさつや礼儀、基本的なコミュニケーションなど時と場に応じた言動を身に付ける。

6 いじめ問題等への組織的対応

(1) いじめ防止対策委員会（課題対応委員会）

- ① 校内のいじめ防止の中核となる組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ② いじめ防止対策委員会は、校長が主宰する。
- ③ いじめ防止対策委員会の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭とし、必要に応じて学級担任、教育相談担当教諭、部顧問、PTA役員等を加える。
- ④ いじめ防止対策委員会は主に以下の内容に取り組む。
 - ◇ 「鶴岡第三中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施
 - ◇ 年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ◇ いじめの相談・通報の窓口
 - ◇ 情報収集・記録・共有
 - ◇ 共有情報を基に組織的対応
 - ◇ 校内研修や事例研究の企画・運営
- ⑤ いじめの未然防止、早期発見、調査、指導の主体としては、課題対応委員会、生徒指導部会、学年会を活用する。

(2) いじめ問題対応委員会

校長又は教育委員会が重大事態発生と判断した場合、

- ① いじめ防止対策委員会の組織に加え、鶴岡市いじめ問題対応委員会より必要な人員の派遣を受け設置する。

② いじめ問題対応委員会は主に以下の内容に取り組む。

- ◇ 組織設置及び関係機関との連携の協議
- ◇ 当該いじめ問題に係わる聴き取り及び調査
- ◇ 聴き取り及び調査結果の集約と設置者への報告
- ◇ 当該生徒及び保護者に対する結果等の説明

7 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携（教育相談センターや青少年育成センターを含む）

- ① 学校は、国、県、市の基本方針やいじめ防止等に関係する通知や指導を受け、いじめの未然防止や早期発見、早期対応の取組の充実を図る。
- ② 教育委員会に保護者等から相談があった場合には、教育委員会からの情報提供を受け、速やかな対応を進める。
- ③ 重大事態発生時には、教育委員会と協議のうえ、鶴岡市いじめ問題対応委員会より人員の派遣を受け、いじめ問題対応委員会を組織して対応にあたる。

(2) 警察署、児童相談所、医療機関等との連携

- ① 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、教育委員会に報告のうえ、鶴岡警察署に連絡する。
- ② 学校においていじめ問題に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導が十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、法務局、医療機関等）と連携して指導を進めるものとする。

(3) 学校相互の連携

- ① 問題が他の学校にまたがる場合には、関係の学校と連携し、いじめに関わる情報を適切に共有して、関係する児童生徒及びその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行う。
- ② 学区内の小学校との間で、いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行い、いじめの未然防止の指導に生かしていく。

II いじめ防止等の基本的な取組

1 未然防止の取組

(1) 生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進

- ① 個々の生徒理解に基づいた安全に安心して過ごせる学校づくりの推進
 - ア) 日常的な会話や観察、定期的なアンケート調査、個人面談、生活記録や日記等の活用
 - イ) 学校生活における意欲や満足度の調査を行う Q・U の活用
 - ウ) 保護者や地域へのいじめに関する情報発信と、学校外における生徒の状況把握
 - エ) 鶴岡市や、PTA、地域等と連携した学校ネットパトロールの実施
 - オ) 気になる生徒の情報等について、学校・学年等の組織としての対応
 - カ) 教職員の「危機管理能力」を高める研修

- ② 個々の生徒の人間関係を踏まえた生徒理解と学級指導の充実

日常の行動観察や生活記録、Q・U やアンケート調査等の結果から把握した生徒の実態を総合的に分析し、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉え、生徒が安心して過ごせる学級づくりを推進する。さらに、生徒一人一人がお互いの良さを認め合い、互いに信頼しあって生活できる集団づくりやコミュニケーション能力の育成を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、いじめの未然防止につながる人間関係を構築していく。

(2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培い、自他の存在を等しく認め、人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、教育活動全体を通じた道徳教育を実践する。

(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

- ① 学校においては、教育活動全体を通じて「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を行う。
- ② 家庭においては、親子の温かいかわりを通じて「愛されている」「認められている」等、子どもの自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあいから生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。
- ③ 地域においては、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。

(4) 生徒会の主体的な活動の推進

生徒が一丸となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を創っていく必要がある。「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをするのもいじめを助長することにつながる」等、生徒のいじめに対する理解を深めるとともに、いじめの防止につながる自主的な企画及び運営による活動を促進していく。

生徒会の活動において、挨拶や言葉遣い、時間の遵守等、校内生活の決まりの大切さを共有し高め合う集団づくりに努め、生徒の自己有用感や自己肯定感を育てる教育を推進する。

(5) 教員等の資質能力の向上

生徒指導を十分に機能させるため、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて推進していく。また、いじめの未然防止に向けた学級経営等についての校内外における研修への積極的な参加を促進し、教職員の資質向上に取り組んでいく。

通常学級に在籍し、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症スペクトラム障がいなどが疑われる生徒の割合が増加傾向にある。こうした障がいの特性により、人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生し、いじめや不登校等の問題の原因となる場合がある。こうした状況に適切に対応できる資質・能力の向上を図るために、校内外での積極的な研修を推進していく。

(6) P T A組織を生かした取組の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるP T Aは、家庭はもとより、地域において子どもの健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく子どもを見守ることができる立場にある。

また、保護者同士のネットワークによっていじめに関する情報を把握する場合もあり、学校と情報を共有しながらいじめの防止や解決に努めていく必要がある。

P T A組織を通して家庭教育の中で子どもの規範意識を養ったり、ネットトラブルの未然防止のための研修機会を充実させ、啓発を図っていく必要がある。

2 早期発見の取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる問題であるとの基本認識を持ち、生徒と保護者に対して「いじめを許さない」という姿勢を明確に示しておく。また、教職員間での情報連携を密に図り、ささいな行為であっても見落とし、見逃し、見過ごしのない組織体制を構築する。

① 見えるいじめを見逃さない努力と工夫

いじめには遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりなどの暴力等を伴って行われる比較的に見えやすいいじめがある。こういった目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。さらにいじめられている生徒の話をよく聴く。その際、いじめられている側の生徒は、加害側の生徒との人間関係により、いじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。加害生徒とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害生徒の心情に寄り添って傾聴していく。

② 見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることが多い。いじめられている生徒の発するサインが小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた生徒の心に寄り添いながら声をかけ、生徒の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。

また、教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にしない。

(2) 早期発見のための具体的な組織的対応の推進

① 教職員の情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報をいじめの防止に関わる校内組織に報告し、全教職員で情報を共有するなど、いじめ情報ネットワークを構築していくことが重要である。それにより、いじめに関わる生徒の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげていく。

また、いじめ発見のチェックリスト等を活用し、生徒や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、校内組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

② 学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

発見したいじめの芽については家庭にも連絡し、校内における対応を伝えたくて、家庭の協力も依頼していく。

学校においては、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用のチェックリストを配布したり、保護者対象のいじめに関するアンケートを行ったりして、家庭とのネットワークづくりを進めていく。

また、民生児童委員や出身小学校の教職員、学区コミセン・自治振興会の方からも、地域での生徒の情報を寄せてもらい、課題に対しては迅速に対応していく。

③ 生徒や保護者が相談しやすい環境づくり

ア) 生活の記録等の活用

生活の記録や個人ノート等から交友関係や悩みを把握して話を聞いたり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりして、生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努める。

イ) 定期的なアンケートの実施

定期的なアンケートの実施により、生徒の声に出せない声を積極的に拾い上げていく。

○ 生徒対象「生活アンケート」(年3回)

いじめの態様別、無記名(県様式の修正版)

○ 保護者対象「いじめに関するアンケート」…年2回

記述式、記名(無記名も可)

ウ) 相談窓口の設置と周知

校内外の相談窓口が多様であり、相談しやすいところを選択できることを生徒や保護者に周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

- ① 校内相談窓口
 - ・学級担任（学級）
 - ・部活動顧問（部活動）
 - ・養護教諭（保健室）
 - ・スクールカウンセラー（教育相談室）
 - ・学校教育支援員（教育相談室）
- ② 市内電話相談窓口
 - ・鶴岡警察署ヤングテレフォンコーナー（23-4970 24時間 毎日）
 - ・鶴岡市教育委員会学校教育課（57-4864 8:30～17:15 月～金）
 - ・鶴岡市教育相談センター（23-9351 9:00～16:00 月～金）
 - ・鶴岡市青少年育成センター（57-2108 0120-028-234 9:00～17:00 月～金）
 - ・庄内児童相談所（22-0790 8:30～17:15 月～金）
- ③ 県内電話相談窓口
 - ・山形県教育委員会いじめ相談ダイヤル（023-654-8383 24時間 毎日）
 - ・山形県教育委員会教育相談ダイヤル（023-654-8181 9:00～16:00 月～金）
 - ・山形県警本部ヤングテレフォンコーナー（023-642-1777 24時間 毎日）
 - ・山形いのちの電話（023-645-4343 13:00～22:00 毎日）
- ④ 県外電話相談窓口
 - ・文部科学省 24時間いじめ相談ダイヤル（0570-0-78310 24時間 毎日）
 - ・法務局子どもの人権 110 番（0120-007-110 8:30～17:15 毎日）
 - ・いのちの電話（0120-738-556 10:00～22:00 毎日）
 - ・チャイルドライン（0120-99-7777 16:00～21:00 月～土）
- ⑤ 電話以外の相談窓口
 - ・山形県 いじめ相談・教育相談 (non-ijime@pref.yamagata.jp)
 - ・山形県 ふれあいほっとライン (yshogaku@pref.yamagata.jp)
 - ・鶴岡市教育相談センターメール相談 (soudan@school.city.tsuruoka.yamagata.jp)
 - ・子どもの人権 SOS-e メール（法務省 HP バナーから）
 - ・子どもの人権 SOS ミニレター（毎年1回全員に配布）

3 いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

学校は、いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。また、いじめを認知した場合、速やかに校内のいじめ防止対策委員会に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに校内のいじめ防止対策委員会に報告し、組織的に対応する。いじめ防止対策委員会においては、いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、いじめられた生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱いなど、プライバシーにも十分に留意してその後の対応を行う。

(3) いじめと認知した場合の対応

① 被害生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

イ) いじめられた生徒への対応

いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家の協力を得る。

ウ) いじめられた生徒の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合うなかで説明することを伝える。

エ) 自殺につながる可能性がある場合の対応

児童生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」（Tell：心配していることを伝える、Ask：自殺願望について尋ねる、Listen：気持ちを傾聴する、Keep safe：安全の確保）に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する生徒への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

② 加害生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、いじめた生徒に対しては複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめた生徒への対応

いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長

を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第 35 条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

ウ) いじめた生徒の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校は毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。基本的に複数の教職員で保護者の対応にあたる。

③ 集団へのはたらきかけ

ア) 生徒に対する指導

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の生徒に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなどの同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

イ) 保護者に対する啓発指導

場合によっては、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報の取扱いに留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。

④ 継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるものである。

このため、校内のいじめ防止対策委員会において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

Ⅲ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

① 教科活動等における生徒に対する指導の充実

学校は、各授業や学校行事、生徒会活動等を通して、主体的に正しい行動をするスキルを身に付けるデジタル・シティズンシップ教育の充実を図り、正しい判断のもと、「マナーを守って使う」「考えられるリスクを知り、快適に利用する」など適切な指導に努める。

② 生徒及び保護者に対する啓発

生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し、啓発の充実を図る。

③ 教員の指導力の向上

教員が、インターネット上のいじめの現状等の理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、啓発や研修会を行う。

(2) 家庭・地域、PTAとの連携

ネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。そのために、生徒のＩＴ機器の使用状況等について調査し、保護者に対して生徒のインターネット利用の実態を周知し、それに伴う危険性等について啓発していく。

① 学校における取組と連携

保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や生徒のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

② 家庭の取組と連携

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくことなどについてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより、生徒がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

③ PTAの取組と連携

PTAにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級・学年懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報により啓発するなどの活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。また、保護者の協力を得たネットパトロールを実施するなど、PTA活動の役割として複数を人選し依頼するなどして活動の意識化を図る。

2 早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取組

① 「ネット上のいじめ」のサインをキャッチするポイント

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず、生徒の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力が必要である。

常日頃からの生徒理解と行動観察による情報の蓄積に加え、いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

② 「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備

ネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであり、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、インターネットを利用している生徒が、自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくと同時に、学校の相談窓口以外に、県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等も周知しておく必要がある。

③ 学校・家庭・地域、PTAの連携の強化

早期発見の観点から、学校の設置者及び学校、PTA、地域等が連携し、インターネット上で気になる情報や生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、速やかに情報を組織的に共有するとともに、積極的に関係機関の指導、助言を受けながら対応する。

(2) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに地元警察署に通報し、適切な援助を求める。

① 掲示板への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応

ア) ネット上のいじめの発見、生徒・保護者等からの相談

学校がネット上のいじめの事案を把握するのは、生徒や保護者からの相談である場合が多い。また、生徒の様子の変化から事案を把握することになった事例もある。学校では生徒が出すいじめの芽を見逃さずネット上のいじめに対応していく。

イ) 書き込み内容や掲載内容の確認

学校においては、誹謗中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談が生徒や保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みや掲載のあった掲示板の URL、不適切なメール等を記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。携帯電話での誹謗中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

◆確認する内容（いじめられた本人や保護者から）

「いつ頃」「誰が」「どのような内容のメールを」「何回くらい」
「それに対してどのような行動をしたか」

ウ) 掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより、掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、事前に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認する。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名等を記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報悪用されることなどがないよう注意する。

エ) 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

オ) 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合には、削除が必要な URL や書き込みナンバー等の記載がなかったために、削除されないことがあるので、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認する。不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は、警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

② 警察との連携

学校は、ネット上のいじめの問題に対し適切に対応していくため、市教育委員会を通じて各地域の状況に応じ、学校警察連絡制度を有効に活用し対応していく。

③ 法務局との連携

法務局（法務省の人権擁護機関）では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法等、事案に応じた適切な助言を行っている。また、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。学校だけの対応では解決できない場合は、法務局に相談して対応する。

④ 生徒への指導のポイント

生徒がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、生徒に対して指導を行う。

ア) SNS や掲示板等で誹謗中傷の書き込みをしたり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第 230 条「名誉毀損」、第 231 条「侮辱」等）であり、決して許される行為ではないこと。

イ) SNS や掲示板等での書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人等の重大犯罪につながる場合もあること。

ウ) SNS へ書き込んだ個人情報や画像などは拡散によって、双方の将来に悪影響を及ぼす場合があること。そのリスクを回避するために、SNS や掲示板等、インターネットを利用する際には、利用のマナー、絶対にやってはいけないルールがあり、それらをしっかりと守ること。

IV 重大事態への対応

1 基本的な考え方

- (1) いじめに伴って、次のような事態が発生した場合は、全職員にその旨を知らせるとともに、鶴岡市教育委員会に事態発生を速やかに報告する。また、PTA 三役にもプライバシーを保護しつつも、重大事態が発生した旨を伝え、協力を仰ぐ。
 - ① 生徒が自殺を図った場合
 - ② 生徒が身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 生徒が金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 生徒が精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤ 生徒が不登校（年間 30 日を超える一定期間連続して欠席）に陥った場合
 - ⑥ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
- (2) 鶴岡市教育委員会と協議のうえ、校内に「学校いじめ問題対応委員会」を設置し、事実関係の調査にあたる。
- (3) 鶴岡市が調査機関を設けた場合には、積極的に調査に協力する。
- (4) 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷ついたり、周囲の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、生徒への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。学校に不都合なことがあったとしても、事実しっかりと向き合う。
- (5) 学校は調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

2 調査の実施

- (1) いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を速やかに、可能な限り網羅的、客観的に調査する。

- (2) 初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。
- (3) 質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。質問調査内容は、事前に鶴岡市教育委員会の指導を仰ぐ。
- (4) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、その生徒から事情や心情を十分に聴き取る。また、在校生や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- (5) いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先に調査する。
- (6) いじめられた生徒に対しては、その置かれた状況にあわせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- (7) 被害生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に汲み取り、迅速に調査に着手する。

3 調査結果の報告

- (1) 調査内容は逐次、鶴岡市教育委員会へ報告し、指導助言を得る。調査結果の最終報告は、文書をもって鶴岡市教育委員会へ報告する。
- (2) 調査により明らかになった事実関係と学校がどのように対応したかについて、いじめを受けた生徒やその保護者に対して丁寧の説明する。学校として管理上の責任等の落ち度があった場合は、誠意を持って謝罪する。
- (3) 在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- (4) 報道機関への情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、校長または教頭が適切に提供する。

V いじめ防止にかかる年間計画

1 基本的な考え方

未然防止・再発防止の取組は、組織的・計画的に実施し、PDCAサイクルを機能させ、システム更新していくことが重要である。

具体的には、年度始めにいじめ防止対策委員会が取組等の方向を定め、生徒指導部が具体的計画を立案し、実施する。7月下旬に中間評価、1月中旬に最終評価を行う。課題についてはその都度、いじめ防止対策委員会が改善方向を定め、生徒指導部が具体的対応策を立て課題解決に向かう。

2 年間計画

(1) いじめについての情報集約・共通理解

- ・学年会（毎週）
- ・生徒指導部会（毎週）
- ・課題対応委員会（毎週：学年を隔週で）
- ・職員会議（毎月）
- ・生徒理解研修会（4月）…身体、発達障害、問題行動、家庭状況
- ・Q-U活用のための研修会（8、12月）
- ・弁護士による教職員研修（8月）（希望しますが、割り当てるか）

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・生徒「生活アンケート」の実施（年間3回）
- ・生徒、保護者「いじめに関するアンケート」の実施（5月、10月、1月）
- ・いじめ発見チェックリスト（教職員・保護者）（年間3回）
- ・Q-Uアンケート（5月、11月）
- ・定期教育相談（5月、11月）

- ・チャンス相談や呼び出し相談（随時）
- ・スクールカウンセラーの活用（6時間×41日）
- ・休み時間等の巡視（随時）
- ・学級担任による「生活記録」等の点検、校務支援ソフトへの日々の様子の入力

(3) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・生徒指導の機能を活かした授業、道徳、学級活動、生徒会活動等の充実
- ・警察生活安全課による防犯講話（7月）
- ・全校集会での指導・講話（随時）
- ・新入生説明会（12月、~~11~~月）
- ・法的側面からのいじめ予防に関する教職員研修（7月）
- ・人権作文、社会を明るくする運動標語

(4) 自己有用感の育成

- ・教科（わかった、できた、伸びた、仲間と共に成長した等）
- ・総合学習 福祉体験（1年）、職場体験（2年）、修学旅行・進路学習（3年）
- ・学校行事 スポーツフェスティバル（9月）、合唱祭（10月）
- ・部活動（できるようになった、上達した、切磋琢磨、チームが向上した、支え合えた）

(5) 生徒会の主体的取組

- ・あいさつ運動（毎朝）
- ・ボランティア活動、社会貢献活動への積極的参加

Ⅶ 点検・評価及び基本方針の見直しについて

1 学校評価

- (1) 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む。
 - ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
 - ・日頃から、いじめの実態把握に努め、生徒が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。各学級の状況を学校組織として共有できているか。
 - ・学校のいじめ防止基本方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
 - ・いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。
- (2) いじめ防止対策委員会は、本校のいじめ防止基本方針に則り、取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検や、いじめ事案への対応がうまくいっていないケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

2 教職員評価

- (1) いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をしているかどうか評価する。
- (2) 学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうか評価する。

3 基本方針の公開と説明

学校のホームページ上に「鶴岡第三中学校いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

学校基本方針の内容を、入学時・各年度の開始時期に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

4 基本方針の見直しについて

学校は、国、県、市の基本方針の変更等を勘案し、必要と認められたときには、基本方針の改訂を行う。

また、HP上に公開した基本方針について、生徒、保護者、地域住民、関係機関などから改定にかかる強い要望がある場合（時代に合わない記載の検討や、追加の項目が必要であると判断した場合など）は随時見直しを行い、反映させていく。